

岩手県のウインドファームにおけるイヌワシの衝突死の対処について再度の要望書を提出

2009.10.27

日本野鳥の会の東北地方17支部からなる日本野鳥の会東北ブロック協議会と財団法人日本野鳥の会(本部:東京、会長:柳生博 会員4万2千人)とは、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対して2009年10月27日、岩手県のウインドファームにおけるイヌワシの衝突死の対処を求める要望書を提出しました。また同時に、同社への指導と、東北地方における風力発電所の建設にあたって留意すべき野鳥と生息地の保全について、環境大臣に対して要望しました。

・経緯

2008年9月20日、岩手県釜石市和山の風車の翼(ブレード)に衝突死したイヌワシの死体が発見された。日本野鳥の会岩手県連絡協議会(盛岡支部、北上支部、宮古支部)、(財)日本野鳥の会の代表らは2008年12月8日、事故の再発防止のために早急な対策を行うよう、同ファームを運営する株式会社ユーラスエナジーホールディングスに、また、事業者への指導を釜石広域ウインドファームにおいて、岩手県知事、環境省東北地方環境事務所に要望した。

しかし、事業者からは未だに一切の回答がない。このことは、釜石広域ウインドファームにおけるイヌワシと風力発電施設の共存のみならず、東北地方における風力発電施設とイヌワシの共存についても、今後に大きな不安を残している状況となっている。

そこで、2009年6月13日に岩手県西和賀町で開催された「第32回日本野鳥の会東北ブロック会議」において、要望書の提出が決議されたもの。

・株式会社ユーラスエナジーホールディングス向け要望の概要(詳しくは別紙)

1. 再発防止委員会を早急に設置すること。
2. 事業者が事故後にロボットを置いて再発防止策としているのは不十分。ロボットが役立っているか調査し、役立っていないければ、新たな再発防止策が実行、評価されるまで、風車の運転を停止すること。
3. 事故が再発した場合には、風車の運転を停止すること。

・環境省向け要望の概要(詳しくは別紙)

1. 株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、再発防止委員会を設置し衝突事故の再発防止策を立案し実施することを再度、指導をすること。
2. 東北地方において、風力発電施設の影響を受けやすい場所には風車の設置をしないよう、風力発電の立地適正化に関するマニュアルに明記すること。
3. 風力発電施設の設置にともなう大規模な道路の新設、森林伐採をしないよう、風力発電の立地適正化に関するマニュアルに明記すること。

・イヌワシについて

種の保存法の国内希少野生動植物種、国の天然記念物に指定されており、全国の生息数は約650羽、岩手には北上高地を中心に全国の約10%が生息。しかし、近年岩手でも繁殖率は悪化し、32巣からようやく2~5羽が巣立つ状態となり、絶滅が心配されている。

<添付資料>

- ・釜石広域ウインドファームにおけるイヌワシ衝突死の対処について再度の要望
- ・東北地方における風力発電所の建設にあたって留意すべき野鳥とその生息地の保全について(要望)
- ・東北地方における重要野鳥生息地(IBA)一覧

<要望書提出先>

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
環境省



イヌワシの衝突事故再発防止対策として、ハンターの格好をさせた工事現場の旗振りロボットが設置されている。

日野鳥発第 49 号
平成 21 年 10 月 27 日

環境大臣 様

日本野鳥の会東北ブロック協議会

第 32 回総会担当幹事 北上支部長 高橋知明
青森県支部長 針生倅吉
弘前支部長 小山信行
秋田県支部長 佐藤公生
山形県支部長 柳川堅治
宮古支部長 佐々木宏
盛岡支部長 中村茂
宮城県支部長 竹丸勝朗
福島支部長 白岩康夫
郡山支部長 湯浅孝子
二本松支部長 中野紀男
白河支部長 小森 勇
会津支部長 林 克之
南会津支部長 長沼 勲
いわき支部長 小野金次郎
福島県相双支部長 新妻徳善
南相馬支部長 佐藤勝彦

財団法人 日本野鳥の会 会長 柳生 博

東北地方における風力発電所の建設にあたって
留意すべき野鳥とその生息地の保全について（要望）

日ごろの環境行政へのご尽力まことにありがとうございます。

さて、私どもは平成 21 年 6 月 13 日、岩手県西和賀町で開催された「第 32 回日本野鳥の会東北ブロック協議会総会」において、日本野鳥の会の東北地方の支部と財団法人日本野鳥の会事務局の出席のもと、東北地方での風力発電における野鳥の事故とその防止について討議し、以下のような問題点を共有いたしました。

私どもは、地球温暖化対策のためには、自然エネルギーの適切な導入が必要と考えておりますが、その際に、地域の生物多様性を破壊せずに進めることが重要であると考えております。

東北地方においては、風力発電施設の導入が各所で急速に進んでおります。

しかしご承知の通り、昨年9月に岩手県釜石市和山の風力発電所において、風力発電機に衝突死したと思われるイヌワシ（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種）の死体が発見されました。このことに関して、私どものうち岩手県内3支部で構成している日本野鳥の会岩手県連絡協議会と財団法人日本野鳥の会は、平成20年12月8日付けで事業者に衝突事故再発防止策の立案と実施等に関する要望書を提出し、同時に貴省東北地方環境事務所長様宛てで事業者に対するご指導を要望しておりますが、未だに事業者からは回答がなく、また事故再発防止に関する動きも見られません。そのため、イヌワシと風力発電施設の共存について、今後に不安を残している状況となっております。

さて別紙参考資料にあるとおり、東北地方には国際基準により選定された重要野鳥生息地（IBA）が36ヶ所存在し、このうちガン・カモ・ハクチョウ類の重要な生息地は17ヶ所、オジロワシ、オオワシの越冬地は13ヶ所、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサの繁殖地は22ヶ所にも及んでいます。これらは、風力発電施設において事故に会いやすい種と考えられ、しかも絶滅のおそれのある種を含んでいることから、特に風力発電建設の気運の高い東北地方においては、その生息地と渡りや採食のための飛行コースにおいて、あらかじめ事故を防ぐために建設計画の対象から外していただく必要があると考えております。

福島県下においては、会津若松市、川内村、楢葉町において風力発電施設の計画があり県条例による環境影響評価が進められていますが、共に森林性鳥類の生息地であり、施設やその建設のための取り付け道路敷設に伴って森林の伐採や山地の地形改変が予定されており、森林環境の破壊が懸念されております。森林が炭素吸収源であることも考慮すると、このような山地森林における風力発電施設の建設計画は抑制されて然るべきと考えております。

これらのことに基づいて、以下のように要望いたします。

記

1. 岩手県釜石市和山の釜石広域風力発電所の事業者である株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、再発防止委員会を設置し衝突事故の再発防止策を立案し実施すること、及び事後のモニタリングを継続していくことについて、再度、助言、指導をしていただくこと。
2. 東北地方において、風力発電施設の影響を受けやすいオオワシ、オジロワシ、ハクチョウ、ガンカモ類の渡りのコースと越冬地、及びイヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハヤブサの繁殖地の周辺には風車の設置をしないよう、貴省の作成される風力発電の立地適正化に関するマニュアルに明記し、事業者及び資源エネルギー庁に対する情報提供を行われること。
3. 風力発電施設の設置にともなう大規模な道路の新設、森林伐採をしないよう、風力発電の立地適正化に関するマニュアルに明記していただくこと。

平成 21 年 10 月 27 日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
取締役社長 永田 哲朗 様

日本野鳥の会東北ブロック協議会

第 32 回総会担当幹事 北上支部長 高橋知明
青森県支部長 針生倅吉
弘前支部長 小山信行
秋田県支部長 佐藤公生
山形県支部長 柳川堅治
宮古支部長 佐々木宏
盛岡支部長 中村茂
宮城県支部長 竹丸勝朗
福島支部長 白岩康夫
郡山支部長 湯浅孝子
二本松支部長 中野紀男
白河支部長 小森 勇
会津支部長 林 克之
南会津支部長 長沼 勲
いわき支部長 小野金次郎
福島県相双支部長 新妻徳善
南相馬支部長 佐藤勝彦

財団法人 日本野鳥の会 会長 柳生 博

釜石広域ウインドファームにおけるイヌワシ衝突死の対処について再度の要望

日ごろは自然環境の保全にご理解をいただきまことにありがとうございます。

さて、私どもは平成 21 年 6 月 13 日、岩手県西和賀町で開催された「第 32 回日本野鳥の会東北ブロック協議会総会」において、日本野鳥の会の東北地方の支部と財団法人日本野鳥の会事務局の出席のもと、東北地方での風力発電における野鳥の事故とその防止について討議いたしました。

東北地方においては風力発電施設の導入が各所で急速に進んでいる一方で、絶滅のおそれの

ある猛禽類であるイヌワシ・クマタカの生息地が各県に存在しています。こうした中で、ご承知の通り、昨年9月に岩手県釜石市にある釜石広域ウインドファームにおいて、風力発電施設に衝突死したと思われるイヌワシ（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種）の死亡が発見されました。

このことに関して、私どものうち岩手県内3支部で構成している日本野鳥の会岩手県連絡協議会と財団法人日本野鳥の会は、平成20年12月8日付けで貴職に対し、衝突事故再発防止策の立案と実施等に関する要望書を提出しておりますが、未だに貴職からのご回答が一切ありません。このことは、釜石広域ウインドファームにおけるイヌワシと風力発電施設の共存のみならず、東北地方における風力発電施設とイヌワシの共存についても、今後に大きな不安を残している状況となっております。

私どもは、地球温暖化対策のためには、自然エネルギーの適切な導入が必要と考えておりますが、その際に、地域の生物多様性を破壊せずに進めることが重要であると考えております。以上のことを踏まえ、次のことを要望します。

記

1. 釜石広域ウインドファームにおけるイヌワシの衝突事故への対応にあたり、イヌワシは絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種に指定されていること、及び同法第34条で、土地の占有者に対し、「その土地の利用にあたっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。」と規定されていることに鑑み、貴職に対し、土地の占有者の責務として、研究者、自然保護団体等から専門家の英知を集め、一刻もはやく適切な衝突事故再発防止策の立案および実施を行なうべく、改めて要望します。
2. 再発防止策を講じるにあたり、再発防止委員会を設置し、今まで御社によって行われたモニタリング調査の結果を元に再発防止策を講じてください。また、対策実施後も委員会を存続させ、防止策の実施結果のモニタリングと猛禽類飛翔状況調査を継続し、問題がある場合はさらなる検討を行なってください。そして、設置した委員会は原則公開とし、委員会で協議された内容等は、県、環境省、文化庁に逐次報告を行なってください。なお、日本野鳥の会岩手県内三支部は岩手県内のイヌワシについて、財団法人日本野鳥の会は風力発電機へのバードストライクについての情報を持っており、これらの団体は再発防止策を講ずるための委員会への協力は惜しみません。
3. 御社が事故後にロボットを置いて再発防止策とされているのは、十分な措置とは言えないと考えられます。このロボットは規則的な動きを繰り返すものですが、野鳥は一般的に、規則的な動きをする物体には慣れることが知られています。また、ロボットはハンターの格好をしていますが、イヌワシは狩猟鳥ではないため、それを見て脅威を感じるかという疑問があります。ロボットがイヌワシを寄せ付けないために確実に役立っているかどうかモニタリングをし、そのことが実証できなければ、新たな再発防止策が実行および評価されるまで、イヌワシの飛来が確認されている風力発電機の運転を停止してください。

4. 再発防止策を講じても事故が発生する場合には、イヌワシの飛来が確認されている場所の風力発電機の運転をすぐに停止してください。

以上のことについて、貴職からのご回答を文書にていただけるよう、重ねてお願いいたします。なお本件につきましては、環境大臣宛にも種の保存法を踏まえた貴職への適切な助言または指導を文書にてお願いしていることを付記致します。

地球温暖化対策の円滑な推進のため、早急に対処していただけるよう、心よりお願い申し上げます。

以 上

[参考資料]

東北地方における重要野鳥生息地(IBA)

IBAコード	サイト名	県	選定基準	その他注意すべき主な生息種
32	弁天島	青森県	A4i:ウミネコ, A4iii:ウミネコ	ハヤブサ繁殖
33	北下半島北部沿岸	青森県	A4i:コクガン	ハヤブサ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬
34	陸奥湾	青森県	A4i:コクガン, オオハクチョウ	ミサゴ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬
35	仏沼, 小川原湖沼群	青森県	A1:オオセッカ, シマクイナ, A3:オオセッカ, コジュリン	マガン, ヒシクイ通過
36	無島	青森県	A4i:ウミネコ, A4iii:ウミネコ	コクガン, 海ガモ類越冬
37	岩木川河口, 十三湖	青森県	A1:オオセッカ, A3:オオセッカ, コジュリン	チュウヒ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬, マガン・ヒシクイ・ハクチョウ類越冬
38	廻堰大溜池, 砂沢溜池	青森県	A4i:マガン, ヒシクイ, コハクチョウ, オナガガモ	
39	狄ヶ館溜池	青森県	A4i:ヒシクイ	
40	十和田, 八甲田	青森県, 岩手県, 秋田県	A3:北東アジア温帯林	
41	白神山地	青森県, 秋田県	A3:北東アジア温帯林	イヌワシ繁殖
42	日出島	岩手県	A4ii:クロコシジロウミツバメ	ハヤブサ繁殖, 海ガモ類越冬
43	三貴島	岩手県	A4i:ウミネコ, A4ii:オオミズナギドリ, A4iii:オオミズナギドリ	ハヤブサ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬, 海ガモ類越冬
44	椿島, 青松島	岩手県	A4i:ウミネコ	ハヤブサ繁殖, 海ガモ類越冬
45	早池峰	岩手	A3:北東アジア温帯林	イヌワシ・クマタカ・オオタカ繁殖
46	新堤, 北上川	岩手県	A4i:オオハクチョウ	
47	八幡平, 和賀岳	岩手県, 秋田県	A3:北東アジア温帯林	
48	栗駒, 焼石	岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県	A3:北東アジア温帯林	クマタカ繁殖, マガン・オオハクチョウ越冬
49	三陸海岸南部	宮城県	A4i:コクガン	オジロワシ・オオワシ越冬
50	双子島	宮城県	A4i:ウミネコ	ハヤブサ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬, 海ガモ類越冬
51	陸前江ノ島	宮城県	A4i:ウミネコ	コシジロウミツバメ繁殖, ハヤブサ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬, 海ガモ類越冬
52	迫川	宮城県	A4i:コハクチョウ	
53	伊豆沼	宮城県	A4i:マガン, オオハクチョウ, オナガガモ, A4iii:カモ類	オオタカ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬
54	蕪栗沼	宮城県	A4i:マガン, A4iii:カモ類	オオタカ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬
55	化女沼	宮城県	A4i:マガン, ヒシクイ	オオタカ繁殖
56	蔵王, 船形	宮城県, 山形県	A3:北東アジア温帯林	イヌワシ・クマタカ・オオタカ・サシバ・ハチクマ繁殖
57	小友沼	秋田県	A4i:ヒシクイ, マガン, オナガガモ, A4iii:マガン	オオタカ繁殖, オジロワシ越冬
58	八郎潟	秋田県	A1:オオセッカ, A3:オオセッカ, A4i:マガン, ヒシクイ, コハクチョウ, A4iii:マガン	ミサゴ・オオタカ・サシバ繁殖, オジロワシ・オオワシ越冬, 海ガモ類越冬
59	玉川	秋田県	A4i:オオハクチョウ	オオタカ繁殖, オジロワシ越冬
60	飛島, 御積島	山形県	A4i:ウミネコ, A4iii:ウミネコ	ハヤブサ繁殖, 海ガモ類越冬
61	最上川河口	山形県	A4i:オオハクチョウ, コハクチョウ, オナガガモ, A4iii:カモ類	コジュリン繁殖
62	大山上池下池	山形県	A4i:マガモ, A4iii:マガモ	オジロワシ・オオワシ越冬, マガン・ヒシクイ越冬
63	朝日岳, 月山	山形県, 福島県, 新潟県	A3:北東アジア温帯林	イヌワシ・クマタカ・サシバ・ハチクマ繁殖
64	吾妻, 磐梯	福島県, 山形県, 宮城県	A3:北東アジア温帯林	
65	阿武隈川	福島県	A4i:オナガガモ	ミサゴ・オオタカ繁殖
66	猪苗代湖	福島県	A4i:コハクチョウ	
67	奥只見, 奥日光, 奥利根	福島県, 栃木県, 群馬県, 新潟県	A3:北東アジア温帯林	イヌワシ・クマタカ・ハヤブサ繁殖

選定基準について

基準A1 - 世界的に絶滅が危惧される種の生息地:世界的に絶滅が危惧される種,または全世界で保護の必要がある種が,定期的・恒常的に多数生息している生息地。

基準A2 - 生息地域限定種の生息地:生息地域限定種(Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地。

基準A3 - バイオーム限定種の生息地:ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地。

基準A4 - 群れをつくる種の生息地

A4 i 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられる生息地。

A4 ii 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられる生息地。

A4 iii 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられる生息地。

A4 iv 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト。

参照ウェブページ

<http://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/index.html>

<http://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/search/touhoku.html>